

会津美里町庁舎及び複合文化施設愛称選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 庁舎及び複合文化施設の愛称を定めるため、会津美里町庁舎及び複合文化施設愛称選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、庁舎及び複合文化施設の愛称を選考する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による町民
- (2) 自治区長連絡協議会代表
- (3) 文化団体協議会代表
- (4) その他町長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、初回の会議は、町長が招集するものとする。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報償)

第7条 第3条に定める委員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払うことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、任務終了の日をもってその効力を失う。